菊陽町ふるさと納税協賛事業者募集要領

１　目的

ふるさと納税制度による菊陽町へのふるさと納税促進及び菊陽町の魅力や特産品等のPR並びに地元経済の活性化を図るため、ふるさと納税をされた町外の方に進呈する返礼品の提供に協力していただける協賛事業者を募集します。

２　協賛事業者の要件

次の要件を全て満たしていること。ただし、町が協賛事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

（１）本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場を町内に有する法人、本町内で生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む）を行っている法人その他の団体又は個人事業者であること。

　　　ただし、本町内で生産された農作物等を原料に加工・製造・販売を行い、本町をPRしていると認められる場合や、総務省が定める地場産品基準の八に該当する場合は、この限りではない。

（２）町税等の滞納がないこと。

（３）代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

３　募集する特産品等

（１）次の要件を全て満たす特産品等であること。

ア　町の魅力を伝えることができ、かつ、町のＰＲに繋がる特産品等であること。

イ　主に町内で生産された原材料を使用しているもの又は製造、加工における主要な工程が町内で行われているものであること。

ウ　ふるさと納税関係法令及び行政機関等から発出された通知等により示された基準に適合し、返礼品として扱うことが適当であると認められるもの。

エ　食品衛生法、商標法、特許法、著作権法及び不正競争防止法など、各種法令を遵守して製造、加工されているもの。

オ　町からの発注後、寄附者に対して速やかに発送できるものであること。

　（２）体験型サービス（代行サービス等も含む）においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア　町内にてサービスが提供されること。

イ　町内の地域資源を利用していること。

ウ　寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後１年程度の有効期限を設けることができること。

エ　天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。

オ　安全性の配慮に努めること。

（3）価格

返礼品とする特産品等の価格は、送料を除き、消費税及び梱包料等の必要経費を含め、寄附金額の３割以下とします。

４　申込方法等

（１）町が委託するふるさと納税業務代行事業者（以下、「代行事業者」という）を通じて、以下の書類を菊陽町役場総務部総合政策課に提出してください。

ア　代行事業者が定める事業者登録シート及び返礼品登録シート

イ　誓約書（様式１）

　　ウ　事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）

　　エ　滞納のない証明書（町外の事業所のみ）

（２）提出された書類を基に町が審査し、承認した場合には登録を行います。

なお、これ以降の連絡、手続等については、特段の事情がない場合、代行事業者との間で行うものとします。

５　個人情報の保護

　協賛事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、菊陽町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

　寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。

６　その他留意事項

（１）協賛事業者は、あらかじめ申込みをした返礼品を変更し、辞退する場合は、速やかに代行事業者へ報告するものとします。

（２）協賛事業者は、返礼品に関して発送の遅延、取扱中止、品質及び送付過程等における事故等による苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について町へ文書により報告するものとします。また、品質等による保証や苦情対応について、町は一切責任を負いません。

（３）町は、登録された事業者が本要領２及び３に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消すことがあります。

（４）町は、協賛事業者の申込内容に虚偽があった場合又は協賛事業者の瑕疵等により町に損害を及ぼす行為があった場合は、登録を取り消します。

７　申込み、問合せ先

　〒８６９‐１１９２　菊池郡菊陽町大字久保田２８００番地

　菊陽町役場　総務部　総合政策課

　電話：０９６－２３２－２１１２

　ファックス：０９６－２３２－４９２３

メールアドレス：sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp